2　施行日前に旧資産流動化法第三十八条又は第五十条第一項において準用する旧会社法第百八十条第二項の決議をするための社員総会の招集手続が開始された場合におけるその特定出資（旧資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。）又は優先出資（旧資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。）の併合については、なお従前の例による。

3　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための社員総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新資産流動化法第七十七条第二項において準用する新会社法第三百四十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前に旧資産流動化法第百五十二条第一項の資産流動化計画の変更の決議をするための社員総会の招集手続が開始された場合におけるその資産流動化計画の変更に係る優先出資買取請求（旧資産流動化法第百五十三条第二項に規定する優先出資買取請求をいう。）については、なお従前の例による。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第四十九条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ中「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

第四条第一項第四号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二十四条第二項中「過半数」を「半数以上」に改める。

第三十九条中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

第七十条第三項第三号中「この条」を「この節」に改める。

第七十条の二の次に次の一条を加える。

（特別口座の移管）

第七十条の三　特別口座に記載され、又は記録された振替社債の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替社債の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができる。

2　前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替社債の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3　第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替社債の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4　第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

第八十六条の二第四項中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改める。

第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条及び第百二十条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加える。

第百二十一条中「第百五十五条の」を「第百五十五条第八項の」に改め、同条の表第百五十五条の項中「第百五十五条」を「第百五十五条第八項」に改め、「第百十六条第一項、」及び「、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項又は第八百六十六条第一項」を削る。

第百二十二条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加え、「及び第百十四条第二項」を「、第百十四条第二項及び第百五十五条第八項」に改め、同条の表に次のように加える。

第百五十五条第八項	会社法第百九十二条第一項	貸付信託法第六条第四項

第百二十四条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加え、「第百五十五条の」を「第百五十五条第八項の」に改め、同条の表第百五十五条の項中「第百五十五条」を「第百五十五条第八項」に改め、「第百十六条第一項、」及び「、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項又は第八百六十六条第一項」を削る。

第百二十七条中「第七十条の二」の下に「、第七十条の三」を加える。

第百二十七条の七第三項第三号中「この条」を「この章」に改める。

第百二十七条の八の次に次の一条を加える。

（特別口座の移管）

第百二十七条の八の二　特別口座に記載され、又は記録された振替受益権の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替受益権の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができる。

2　前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替受益権の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3　第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替受益権の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4　第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

第百三十三条の次に次の一条を加える。

（特別口座の移管）

第百三十三条の二　特別口座に記載され、又は記録された振替株式の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替株式の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができる。

2　前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替株式の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3　第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替株式の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4　第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

第百四十三条中「口座（」の下に「第百五十五条第一項に規定する買取口座を除き、」を加え、「、自己口座」を「自己口座」に改める。

第百五十条第四項中「第二百五条」を「第二百五条第一項」に改める。